資　料　提　供
令和８年９月１８日
石川県生活環境部環境政策課
小松市経済環境部環境推進課
小松市上下水道局上下水道管理課

小松市安宅町地内の専用水道における PFOS 等の基準値超過について

小松市安宅町地内に専用水道を設置する事業者から、小松市に対し、専用水道の水質検査の結果、基準値を超過した PFOS 及び PFOA が検出された旨、報告がありました。

記

１　事業者による測定結果

井戸の種類	調査年月	PFOS 及び PFOA 合算値(ng/L)
浅井戸	令和８年　７月	67
	令和８年　８月	58

※　専用水道とは、寄宿舎、社宅、療養所等における自家用の水道
※　事業者は、小松市の水道に切替済
※　国の基準値（水道の水質基準値）
　PFOS 及び PFOA の合算値　50 ng/L 以下（ng（ナノグラム）は 10 億分の１グラムを表す単位）

２　県及び小松市の今後の対応

(1) 周辺住民への周知・飲用指導（小松市）

超過井戸から概ね 500m の範囲内の住民に対し、井戸水の飲用を控えるよう周知

(2) 周辺井戸の有無や利用実態の調査（小松市）

超過井戸から概ね 500m の範囲内における井戸の有無及び利用実態を調査

(3) 周辺井戸の水質調査（県）

PFOS 及び PFOA の広がり状況を確認するため、(2) で調査した井戸の水質調査を実施

問合せ先【県及び小松市 平日 9:00～17:00】
○1 に関すること
小松市上下水道局上下水道管理課　0761-24-8167
○2(1)～(2)に係ること及び健康相談以外に関すること
小松市経済環境部環境推進課　0761-24-8067
○2(3)に係ること及び健康相談以外に関すること
県生活環境部環境政策課　076-225-1491
○健康相談に関すること
南加賀保健福祉センター健康推進課　0761-22-0796
小松市健康福祉部いきいき健康課　0761-24-8161

（参考）

PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）・PFOA（ペルフルオロオクタン酸）について

・有機フッ素化合物の一種であり、PFOS については、半導体用反射防止剤・レジスト、金属メッキ処理剤、泡消火薬剤などに、PFOA については、フッ素ポリマー加工助剤、界面活性剤などに使われてきました。

・現在は、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）」に基づき製造・輸入等を原則禁止しています（PFOS は 2010 年、PFOA は 2021 年）。

・健康への影響について、コレステロール値の上昇、発がん、免疫等との関連が報告されていますが、どの程度の量が身体に入ると影響がでるのかについては十分な知見はありません。国内において、PFOS、PFOA の摂取が主たる要因とされる健康被害が発生したという事例は確認されておりません。

・環境省は、令和７年６月に、PFOS 及び PFOA について、内閣府食品安全委員会が行った食品健康影響評価の結果等を踏まえ、最新の科学的知見に基づき、水道における「水質基準」を新たに設定し（令和８年４月１日施行）、水環境中（公共用水域や地下水）の「指針値（暫定）」を「指針値」に見直しました（いずれも PFOS と PFOA の合算値で 50ng/L 以下）。

・これにより、水環境中の指針値超過の対応として、地域の実情に応じて、飲用摂取の防止、継続的な監視調査、汚染範囲の把握等の追加調査等を行うことが期待されます。

環境省「ＰＦＡＳハンドブック」（令和７年 12 月）の記載内容をもとに作成